

R8.6.19開始

# 復興しきん保証

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証制度

能登地域の  
被災事業者  
の皆さまへ

## 限度額が拡充されました！

なりわい再建  
補助金の  
自己負担分に  
係る設備資金

既存分

**1億円**

(運転・設備)



今回増額

**6,000万円**

既存分を満額利用の方+  
設備資金に限る



既存分

**1億円**

(運転・設備)

今回増額

復興しきん (既存分)

復興しきん (拡充分)

保証限度

**1億円**

**6,000万円**

※既存分を満額利用した方のみ利用可

対象資金

運転資金

—

設備資金

**設備資金**

なりわい再建補助金の自己負担分に限る

保証期間

**10年** (据置5年以内)

金利

当初**5年**間無利子 (5年経過後 1.00%)

保証料

**事業者負担なし**

対象者

セーフティネット4号 (令和6年能登半島地震または奥能登豪雨) の認定を受けていること (能登6市町)

または、次のいずれにも該当すること

①激甚災害 (能登半島地震または奥能登豪雨) の被害を受けたこと

②なりわい再建支援補助金など復旧に係る補助金の交付決定を受けていること

※罹災証明書で「全壊」「半壊」の場合は補助金交付決定不要



お問合せ:石川県信用保証協会

保証課  
経営支援1課2課

076-222-1522  
076-222-1550

# 復興しきん保証

【保証書表記名】 伴走特別県復興

【正式名称】 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証

## ※制度活用イメージ



## 「FAQ」

### 災害関係枠の資金用途について

災害関係枠の資金用途は「**事業再建資金**」に限られます。保証申込書に具体的な用途を記載してください。

#### < 運転資金の例 >

- ①災害により失った商品購入資金
- ②仮店舗開設資金
- ③店舗・倉庫等の倒壊による商品移動運搬費
- ④店舗・倉庫等の移転費用
- ⑤倒壊店舗・倉庫等の撤去費用
- ⑥諸経費支払いとして用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金

#### < 設備資金の例 >

- ①店舗・工場等の修繕・再建資金
- ②設備・機械等の修理・買替え資金

### 拡充分の利用要件について

既存の復興しきん制度の利用が上限1億円に達した方のみ、拡充分の6,000万円をご利用いただけます。

### 拡充分利用の注意点について

- ・拡充分6,000万円の資金用途は、なりわい再建補助金の自己負担分に係る資金（設備資金）に限ります。  
また、補助金支払いのためのつなぎ融資の回収にはご利用できません。
- ・拡充分は保証人免除対応の対象外です。

### 経営行動計画の提出猶予について

石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた事業者については、申込時点では記載できる範囲の計画書で構いません。後日正式に再提出する旨の金融機関説明書を差し入れて下さい。



あなたに寄り添う

石川県信用保証協会 事業部 保証課 076-222-1522